

北九州訪問クリニックたんぽぽ

訪問リハビリテーション事業所運営規定

(事業の目的)

第1条

北九州訪問クリニックたんぽぽが行う訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士・作業療法士（以下「従業員」）が、利用者の心身機能の維持・改善及び、日常生活動作の拡大を図るため、要介護または要支援者、心身障害者に対し適切な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 病院の従業員は、利用者の身体状況（障害程度）を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ心身機能の維持及び改善を行う。また、自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った機能訓練及び必要な日常生活上の指導を行う。

2 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅支援介護事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う病院の名称及び所在地は次の通りとする。

名称 北九州訪問クリニックたんぽぽ

所在地 北九州市八幡東区昭和2丁目1-13

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 病院に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

① 常勤専任医師 1名

診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従事者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるように利用者の健康状態を把握する。

② 理学療法士・作業療法士 1名以上

心身機能の維持・改善及び、日常生活動作の拡大を図るよう機能訓練、日常生活訓練、福祉用具の相談などを受ける。

(営業日及び営業時間)

第5条 病院の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 通常月曜日から金曜日 (ただし祝日は除く)
(12月29日～1月3日は休みとする)
- ② 営業時間 午前9時00分～午後6時00分までとする。

(指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割に応じた額とする。

訪問リハビリテーション事業所利用料金表

厚生労働大臣が定める基準によるもの (単位数)

①訪問リハビリテーション費

1) 基本単位

308 単位/回

2) 加算料金

(1) 訪問リハサービス提供体制加算 (Ⅱ) 3 単位/回

(2) 訪問リハ短期集中リハ加算 200 単位/日

(退院 (所) 日又は認定日より 3 月以内)

(3) 訪問リハマネジメント加算 1 180 単位/月

(4) 訪問リハマネジメント加算 3 450 単位/月

(5) 訪問リハ移行支援加算 17 単位/日

(6) 事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診察を行わなかった場合

▲50 単位/回

②介護予防訪問リハビリテーション費

1) 基本単位

298 単位/回

2) 加算料金

(1) 訪問リハサービス提供体制加算 (Ⅱ) 3 単位/回

(2) 訪問リハ短期集中リハ加算 200 単位/日

(退院 (所) 日又は認定日より 3 月以内)

(3) 事業所の医師がリハビリテーション計画に係る診察を行わなかった場合

▲50 単位/回

(4) 利用を開始した月から 12 月を超えた場合

▲5 単位/回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は病院より半径16Km以内とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第8条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業者と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

3 事業者は正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

4 利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者に周知徹底を図ること。

③ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第11条

1 病院は従業員の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

2 従業員は現職または退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨の病院との雇用契約を遵守する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北九州訪問クリニックたんぼが定めるものとする。

(附則) この規定は、令和6年4月1日から施行する。